

令和6年度採用 海外ビジネス推進員（会計年度任用職員）募集案内

1 応募受付期間 令和6年4月9日（火）～令和6年5月9日（木）【必着】

2 募集内容

職名	海外ビジネス推進員
採用予定人数	1人
職務の概要	<p>地元企業の海外展開支援や貿易促進等、英語を活用した海外との経済交流事業の推進等に関すること</p> <p>(1) 国内外事業者等との交渉・連絡調整</p> <p>(2) 国内外事業者等との交渉・連絡調整に係る通訳・翻訳業務</p> <p>(3) 国内外からの情報収集及び国内外への情報発信</p> <p>(4) セミナーや商談会等の企画運営補助</p> <p>(5) その他所属長が指示する業務</p>
勤務地	福岡市経済観光文化局投資交流推進部海外ビジネス支援課 (福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所14階)
任用期間	<p>令和6年7月1日から令和7年3月31日まで</p> <p>※勤務成績が良好な場合、65歳に達するまでは、4回を上限とした公募によらない再採用を行うことがあります。65歳に達した職員が、任期満了後も勤務を希望する場合は、公募に応募することとなります。</p>
受験資格	<p>1 次の資格要件を全て満たす人</p> <p>(1) 日本語を母国語とするか、日本語を母国語としない場合は、日本語能力試験N1又は同等の語学力を有すること。</p> <p>(2) 実用英語技能検定1級、TOEIC900点以上又は同等の語学力を有すること。</p> <p>(3) 国際関連業務又は貿易関連業務の勤務経験があり、職務に必要な知識と英語による実務経験を有すること。</p> <p>(4) 海外及び国内出張が可能であること。(最大10日間程度)</p> <p>(5) 基本的なパソコン操作(WordやExcel、PowerPoint等)ができ、インターネット等を利用した情報収集が可能であること。</p> <p>(6) 令和6年7月1日から採用に応じられ、任用期間を通じて、職務に従事することが可能であること。</p> <p>2 地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない人</p> <p>【地方公務員法(抄)】</p> <p>(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人</p> <p>(2) 福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人</p> <p>(3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した</p>

受験資格 (続き)	<p>政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人</p> <p>※ 地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。</p> <p>3 日本国籍を有しない人は、任用開始時に就労可能な在留資格を有する(見込みがある)人</p>
--------------	---

3 選考の日程・会場・試験内容・合格発表

	一次試験	二次試験
日程・会場		令和6年5月26日(日)予定。 場所・日時等の詳細は一次試験合格者に通知します。
試験内容	応募書類をもとに、書類選考を行います。	<p>①筆記試験(30分程度) 日本語から英語への翻訳及び 英語から日本語への翻訳</p> <p>②口頭試験(10分程度) 日本語から英語への通訳及び 英語から日本語への通訳</p> <p>③面接試験(15分程度) 人物評価</p>
合格発表	令和6年5月16日(木)頃	令和6年5月30日(木)頃

※合格発表は、17時までに福岡市役所14階経済観光文化局海外ビジネス支援課前及び福岡市ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に結果を文書で通知します。

4 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、令和7年3月31日までの登録期間とする会計年度任用職員採用候補者名簿(以下、「候補者名簿」という。)に登載されます。
- (2) 候補者名簿に登載された人のうち、成績上位の人から順に令和6年7月1日以降の採用を行います。
- (3) 令和6年7月1日に採用されなかった場合でも、業務の必要に応じて年度中途に候補者名簿から採用を行うことがあります。
- (4) 地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1か月(勤務日数が15日に満たない場合は15日に達するまで)を良好な成績で勤務したときに正式採用になります。

5 勤務条件等

勤務日	週5日勤務(月曜日から金曜日) ※土日祝日の勤務を命じる場合があります。
休日	土日祝日・年末年始(12月29日から翌年1月3日)

勤務時間・休憩時間	週の勤務時間：27時間30分 1日の勤務時間：午前9時30分から午後4時00分まで（応相談） 休憩時間：正午から午後1時まで ※勤務時間の変更や時間外勤務を命じる場合があります。
給与	月額192,038円から214,442円（地域手当（相当報酬）を含む。） 採用日前10年間について、本市職員（会計年度任用職員や臨時的任用職員、嘱託員を含む）として在職期間がある場合、その職歴に応じて給与月額を決定
期末手当	年2回（6月、12月） ※令和6年度は年間で給与の2.45月分（見込み）を在職期間に応じて支給
勤勉手当	年2回（6月、12月） ※令和6年度は年間で給与の2.05月分（見込み）を勤務期間等に応じて支給
交通費	条例、規則等に基づき別途支給（月55,000円まで）
その他諸手当等	条例、規則等の定めるところにより、時間外勤務手当（相当報酬）などを支給
休暇等	任用期間に応じて年次有給休暇（1年間に最大20日）を付与 その他、育児・介護等に係る休暇制度あり
社会保険	任用期間等に応じて健康保険（福岡市職員共済組合）、厚生年金、雇用保険の適用あり
公務災害	労働者災害補償保険制度または福岡市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例に基づき補償
服務	地方公務員法に規定する服務の各規定が適用（服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）
その他	・報酬等支給日：毎月20日 （ただし、時間外勤務手当（相当報酬）などの実績に応じて支給する手当については翌月20日） ・採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更

6 応募方法等

提出書類	以下①から④の書類等は全て日本語で記載し、①から③についてはA4（片面印刷）としてください。 ① 海外ビジネス推進員採用試験申込書（様式1） ② 職務経歴書（様式2） ③ 自己PR文（任意様式） ・応募動機、これまでの経験、知識、能力・資格等を含め、自由に記述してください。
------	---

提出書類 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、Word 等により作成してください。パソコン等を使用できる環境にない場合は、手書きでも構いません。なお、いずれの場合においても、書類審査の結果に影響が出ることはありません。 ・ページ設定はA 4 縦、横書き、12 ポイント（フォントサイズ）とし、一行目に氏名、二行目より本文を記述してください。手書きの場合は、これに準じる形で記述してください。 ・文字数は句読点を含み、1,500 字以上 2,000 字以下となるようにしてください。 <p>④返信用封筒（長形 3 号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一次試験の結果を通知するために使用します。 ・84 円切手を貼付し、宛先を明記してください。 <p>※①海外ビジネス推進員採用試験申込書（様式 1）及び②職務経歴書（様式 2）は、福岡市役所 1 階情報プラザ、各区役所情報コーナー、入部・西部出張所で配布します。また、市ホームページからもダウンロードできます。</p> <p>市ホームページURL： https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/kokusaikeizai/shisei/kaigaibijinesusuishinin.html</p>
受付期間	令和 6 年 4 月 9 日（火）～令和 6 年 5 月 9 日（木）【必着】
提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・郵送に限ります。（持ち込みや FAX 等、郵送以外による提出方法の場合、受理しません） ・封筒の表に「海外ビジネス推進員採用試験申込書在中」と朱書きし、封筒の裏に差出人の住所・氏名を明記の上、特定記録又は簡易書留で郵送してください。特定記録又は簡易書留によらない場合の事故等については、責任を負いません。
提出先	〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号 福岡市経済観光文化局投資交流推進部海外ビジネス支援課 海外ビジネス推進員採用担当 宛

7 その他

- ・提出された書類は返却いたしません。
- ・申込書等に記載された個人情報については適切に管理し、当採用事務以外で使用いたしません。
- ・試験成績については、本人に限り、令和 6 年 6 月 3 日（月）から同年 7 月 3 日（水）までの間、郵送（当日消印有効）により開示の請求を行うことができます。
- ・施設の敷地内又は屋内は全面禁煙です。また、勤務時間中の喫煙は禁止です。

8 問い合わせ先

福岡市経済観光文化局投資交流推進部海外ビジネス支援課
海外ビジネス推進員採用担当

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

TEL : 092-711-4829 / FAX : 092-711-4354 / Email : intl-biz@city.fukuoka.lg.jp

※電話でのお問い合わせの際は、平日 10 時から 17 時 30 分の間をお願いします。

※FAX でのお問い合わせの際は、送信後に電話をしてください。